

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |  |
|---|----------------------|---|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 雇用促進税制の拡充<br>(地方税19)(法人住民税:義)   |  |
| 2 | 要望の内容                | 厳しい経済環境下における雇用の確保のため、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。 |  |
| 3 | 担当部局                 | 厚生労働省職業安定局雇用政策課   |  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成23年9月   |  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 平成23年度:創設   |  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 平成24年度から平成25年度までの2年間  |  |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠  | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>依然として厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。</p> <p>今般の東日本大震災や急激な円高の影響等による離職者や学卒未就職者等の受け皿となり得る成長企業に対する支援を強化し、これらの離職者等の雇用機会を確保する。あわせて、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p> |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け   | <p>(基本目標Ⅱ)</p> <p>意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する</p> <p>(施策目標1)</p> <p>雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る</p> <p>(施策目標1-2)</p> <p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る</p>   |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標  | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>雇用促進税制を活用して、雇用拡大を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影</p>  |

|  |                    |                      |   |
|--|--------------------|----------------------|---|
|  |                    |                      | 響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、雇用保険一般被保険者数は、約3万人増加する見込み。  |
| 8  | 有効性等               | ① 適用数等               | 16万人  |
|  |                    | ② 減収額                | 623億  |
|  |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | 《政策目的の実現状況》<br>平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。   |
|  |                    |                      | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》<br>平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。  |
|  |                    |                      | 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》<br>雇用拡大を図ろうとしている事業主のインセンティブが低下し、雇用機会が失われる可能性がある。   |
| 《税込減を是認するような効果の有無》<br>平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。 |                    |                      |   |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ確な措置である。<br>そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさらに支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。 |
|  |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。<br>一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。                                |
|  |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。  |
| 10   | 有識者の見解             |                      | —   |
| 11   | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —   |